## (仮称)練馬区自治基本条例を考える区民懇談会の設置について

平成 1 7 年 3 月 2 9 日 区長決定 平成 1 7 年 5 月 3 1 日 一部変更

## 1 設置目的

練馬区の自治の基本的なあり方、区民と行政との協働、区民の行政への参加・参画の仕組み等を定める(仮称)練馬区自治基本条例(以下「条例」という。)について検討するため、(仮称)練馬区自治基本条例を考える区民懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

### 2 役割

懇談会は、つぎに掲げる事項について検討し、その結果を区長に報告する。

- (1)条例に盛り込むべき項目および内容に関すること
- (2) その他、自治の基本に関すること

#### 3 組織

懇談会の委員は、つぎに掲げる者をもって構成する。

(1)学識経験者 4名以内

(2)区民 18名以内

(3)区内各界から選任する者 18名以内

## 4 任期

委員の任期は、委員の委嘱をした日から区長に報告書を提出する日までとする。

#### 5 会長および副会長

懇談会に会長および副会長をおき、学識経験者のうちから委員の互選により選出する。

会長は懇談会を主宰し、懇談会を代表する。

副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### 6 専門部会

懇談会が必要と認めたときは、専門部会をおくことができる。

専門部会の委員は、会長が指名した委員がこれにあたる。

専門部会に部会長をおき、当該専門部会に属する学識経験者のうちから専門部会の委員の互選により選出する。

部会長は、専門部会を主宰し、専門部会の経過および結果を懇談会に報告 する。

# 7 会議

懇談会および部会は原則公開で行うものとする。懇談会および部会の会議録は原則公開とする。

# 8 その他

その他、懇談会の運営に必要な事項は、企画部長が別に定める。